

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第32号

定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書(可決)

子宮頸がん予防ワクチン等の3種のワクチン接種緊急促進事業は、平成22年度補正予算成立の平成22年11月26日から平成23年度末までの時限措置として実施されてきたが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては一時停止時期があり、子宮頸がん予防ワクチンについても当初、供給不足が発生するなど接種時期の問題もあり、当該対象者に十分行き渡ったとは言えない状況である。

また、VPD（ワクチンで防げる病気）として上記3種のみならず、水痘など多くの疾病へのワクチンは、欧米では公費接種として認められているところであり、本来はこのような短期の臨時事業で終わられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそが、国民の健康維持増進に大きく力を発揮するものと言われている。

既に、厚生労働省の予防接種部会では、これらVPDについてのワクチン定期接種化と日本の予防接種体制の改善を求め、法改正も提言されている。

医療現場においては、子宮頸がん予防ワクチン接種が、既に平成23年度内には公費で3回接種できない段階に入っており、次年度以降の公費負担の取り扱いについて、早急な判断を求める声が上がっている。

よって国においては、地元自治体に負担をかけることなく、国の財政支援を明確にした上で、早期に下記の制度を確立されるよう強く求める。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間の臨時促進事業を継続すること。
- 2 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを含むVPDに対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること。
- 3 安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

議員提出議案第33号

免税軽油制度の継続を求める意見書(可決)

これまでさまざまな産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正に伴い、平成24年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業用機械や倉庫港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は免税が認められてきたものである。

本市においても、索道事業者が使うスキー場コース整備のためのゲレンデ整備車に使う軽油について申請に基づき免税が認められており、大きな援助制度となっていたものである。

この制度がなくなれば、索道事業者が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にもはかり知れない悪影響を与えることとなる。

よって、国においては、免税軽油制度が継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

議員提出議案第34号

原子力発電所の新增設中止と既設炉の廃炉処理のロードマップを
明確にすることを求める意見書(否決)

福島第一原子力発電所の事故を受けて、菅直人前総理は「原子力依存からの脱却」を宣言し、地震が今後発生する確率が特に高い浜岡原子力発電所第四、第五号機の運転停止を要請した。野田佳彦総理も「脱原発」について「将来的に依存度を最大限減らしていく」と国会で答弁している。ついでには今後、具体的に原子力政策を転換していくために、新增設を認めず、既設炉の廃炉へのロードマップを示す必要がある。

よって、以下の点について要望する。

記

- 1 原子力発電所（以下「原発」という）の新增設（リプレースを含む）を、今後一切行わず、原発立地地域住民の理解を得るよう努め、既存計画は着工済み原発を含めてすべて段階的に中止を求めていく。
- 2 福島第一、第二原発の廃炉は当然であるが、地震発生の危険が大きい浜岡原発や、老朽炉（30～40年経過等）、危険炉（GE社 mark 1 型等）を即時廃止すること。これらを含め、既設炉の廃炉のロードマップを作成すること。
- 3 太陽光・水素系エネルギー等再生可能な新エネルギー開発に努め、原発にかわる電力供給を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第35号

国民健康保険に対する国庫負担の大幅引き上げ等を求める意見書(可決)

国民健康保険料（税）滞納者の増加や無保険者の増大、高過ぎる窓口負担による受診抑制や重症患者の増加など国民の命と健康を守る医療保険制度である国民健康保険制度が危機の深刻さを増している。

こうした実態を招いた原因は、国が国庫負担を減らし続けてきたことにある。市町村国保の総収入に占める国庫負担の割合は、1984 年当時は 49.8%であったものが 2007 年には 25%へと半減した。このことが、市町村国保財政を圧迫し、保険料アップ、受診抑制、保険料収納率悪化という負のサイクルを招くことになった。こうした状況に終止符を打ち社会保障としての国保制度の確立のために、国庫負担率を直ちに大幅に引き上げることが必要である。国庫負担率の大幅な引き上げで、高すぎる保険料（税）を引き下げ、窓口負担を軽減し、だれもが安心して受診できる医療保険制度にすることを求めるものである。

以上のことから、次の項目について政府にその実現を求めるものである。

記

- 1 市町村国保への国庫負担率を大幅に引き上げ、高過ぎる国保料（税）を引き下げること。
- 2 窓口負担を軽減すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第36号

後期高齢者医療制度廃止と新高齢者医療制度白紙撤回を求める意見書(否決)

政府は、後期高齢者医療制度にかわる新たな高齢者医療制度を示した。新高齢者医療制度は、国民皆保険制度に対する国の責任を放棄し、地方自治体に負担と責任を強制し、生存権の保障を大幅に後退させ、地域間の医療及び健康格差をさらに拡大する重大問題を含んでいる。新制度は、国民健康保険に加入させる75歳以上の加入者を別勘定にして、医療費(給付)と保険料(負担)を連動させる仕組みを新制度案の根幹に据え、保険料の値上がりが嫌なら受診を我慢しろという医療費抑制の押しつける後期高齢者医療制度の「悪い」部分を温存したものである。さらに、大きな柱として国民健康保険の都道府県単位化を図るとしているが、国保負担の大幅な引き上げが明らかにされないまま国民健康保険広域化が具体化されるなら都道府県単位の巨大な赤字団体が生まれかねない。このような新高齢者医療制度は白紙撤回するとともに、一日も早く後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、だれもが納得、安心できる医療制度を早急を実現することを求めるものである。

以上のことから、次の項目について政府にその実現を求めるものである。

記

- 1 後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、国庫負担で自治体や高齢者の負担軽減を図り、安心して受けられる高齢者医療制度にすること。
- 2 国民健康保険の広域化、高齢者の窓口患者負担割合の引き上げや保険料軽減特例措置の段階的解消、「支援金」の保険料引き上げで現役世代の大幅な負担増などを盛り込んだ新高齢者医療制度は撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

議員提出議案第37号

高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現を求める意見書(可決)

3月11日の東日本大震災による被災地の要介護高齢者や認知症高齢者にもたらされた困難は介護保険制度の矛盾や限界を浮き彫りにした。ここから制度点検や見直しを進めなければならないにもかかわらず政府は、国の責任を縮小し自治体に「給付と負担の調整」を強要する介護保険法改正(悪)を短時間の審議で成立させた。国の負担をふやさないことを前提に給付抑制を図る方向での改正は、介護を必要とする高齢者、家族を困難なまま置き去りにし、「住みなれた地域で、安心して老後を送りたい」という願いに背くものである。

このたびの介護保険法改正に当たって、7項目にわたる附帯決議が全会一致で採択された。この趣旨を踏まえつつ具体的な運用段階で、高齢者が求める介護サービスが安心して受けられる介護保障制度となるよう弾力ある運用を求めるものである。

以上のことから、次の項目について政府にその実現を求めるものである。

記

- 1 国庫負担をふやし保険料の値上げを抑えること及び利用料の負担軽減を図ること。
- 2 サービスの保険外しや給付制限をすることなく、必要な介護が受けられる介護制度にすること。
- 3 介護労働者の賃金、労働条件を改善すること。また、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の継続を

図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第38号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書(否決)

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円の生活扶助が約 6 万 9000 円（青森市・2 級地の 1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

2010 年 6 月、老齢加算の復活を求めて争われた裁判の福岡高裁判決では、国の処分の不当性、違法性を認め、原告側の勝訴としたものである。国は、この判決を受け入れ、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、老齢加算を復活することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第39号

視覚障害者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書(可決)

障害者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっている。情報の 8 割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障害者が安心して生活するためには情報格差をこれ以上広げない対策が求められる。

F M 放送とテレビのアナログ放送はともに V H F 帯の電波を使うため、多くの視覚障害者が、値段が安く 1 台で両方聞ける F M ラジオでテレビを楽しんできた。しかし本年 7 月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行（被災 3 県を除く）したことにより、テレビの音声を F M ラジオから聞くことができなくなってしまった。多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になっているが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などはメーカー任せでなかなか進んでいない。また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送をふやす具体的な施策もない上、F M ラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれてしまい、このままでは視覚障害者からテレビが遠ざけられてしまう。「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第 1 位がテレビ（一般放送）であり、視覚障害者の 66% を占めている。テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ情報は視覚障害者にとっても不可欠である。

また、F M ラジオで聞くことができるテレビ放送は、視覚障害者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行うさまざまな職種の方々にもニーズがあり、こういったの方々にとっても欠かせないものであった。

よって、国においては、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来どおりテレビ放送が聞けるようにすること。
- 2 受信機や録画機のリモコンのすべての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障害者の使いやすさを最大限考慮すること。
- 3 解説放送、ニュースなどのテロップ、字幕の読み上げを大幅にふやし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第40号

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書(可決)

近年、野生生物による農作物の被害は深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど大きな影響を及ぼしている。

野生鳥獣による農作物被害額は、平成 21 年度において 213 億円で、前年度に比べて 14 億円増加している。鳥獣被害全体の 7 割がイノシシ、シカ、猿によるもので、農作物の被害にとどまらず、山林の荒廃を招き豪雨時の土砂流出被害にもつながっている、との指摘もある。

このような状況を踏まえ、国においては平成 19 年 12 月、議員立法（全会一致）により、鳥獣被害の防止のための特別措置に関する法律が成立。これに基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への獲得許可の権限委譲など、各種支援の充実が図られた。

しかしながら、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード、ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策強化が不可欠である。

また、野生生物の保護及び被害防止対策のための適切な個体数管理の上からも、正確な頭数の把握は欠かせないが、その調査方法はいまだ十分なものとは言えず、早期の確立が望まれる。

よって、国においては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 2 現場では有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講じること。
- 3 有害鳥獣の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
- 4 効果的な野生鳥獣被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第41号

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書(可決)

国の防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には「政策決定過程における女性の参加」が明記された。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画、男女双方視点が取り入れられつつあるが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えない。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成23年9月28日に取りまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれている。

よって、政府においては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。
 - 2 地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

議員提出議案第42号

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書(可決)

国は、国民生活の安心と向上を図る観点から、安心社会構築のため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する交付金を創設し、地方自治体における各種基金事業の創設と迅速かつ柔軟な事業の推進を支援してきた。

しかしながら、こうした交付金及び基金事業は今年度限りで終了するものが多く、来年度以降の国の対応が懸念されている。特に、下記に掲げる交付金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっている。

よって、国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした交付金及び基金事業を継続するよう、政府に強く求める。

記

一、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する交付金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続すべきである。

一、「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)」及び妊婦健康診査臨時特例 交付金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする「安心こども基金」及び妊婦健康診査の負担軽減を図る妊婦健康診査臨時特例交付金について、政府は新たに創設する「子ども・子育て新システム」の中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

一、介護職員処遇改善等臨時特例交付金

介護職員の賃金引き上げなどを行うための交付金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当てできない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すべきである。

一、障害者自立支援対策臨時特例交付金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要で

あり、交付金継続によって柔軟な支援をすべきである。

一、地域自殺対策緊急強化交付金

地域における自殺対策の強化を図るための交付金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、基金事業の継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第43号

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書(可決)

東日本大震災発生から 8 カ月が経過した今もなお、被災地の復旧、復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされている。今後、本格的な復旧、復興へ向けには、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められている。

一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められている。今後、被災地の本格的な復旧、復興とあわせて、地震や津波等の自然災害に対する防災、減災対策としての社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施など災害時を想定した国民の生命、財産の保護につながる社会資本整備に係る公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要がある。

よって、政府においては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全、安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう強く求める。

記

- 1 東海地震、東南海地震及び南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消を初め、幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。
- 2 学校施設の防災機能の向上のための環境整備の充実を図りつつ、公立学校の耐震化を加速度的に推進すること。
- 3 公共施設や社会インフラの維持、管理など計画的な老朽化対策を推進すること。
- 4 地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第44号

農業の再生に向けた施策の充実を求める意見書(可決)

東日本大震災は、農林水産業が経済の大きな支えとなっている地域に甚大な影響を及ぼした。被災地域の復興のためには農林水産業の一日も早い復興が望まれるところであり、自立による再生可能な復興を果たすまで、行政等による切れ目のない支援が求められている。

これらを含め、農業の再生のためには、自助努力に加え担い手育成のための支援策が必要不可欠であり、経営安定対策の充実、担い手となる人材の確保及び育成対策が緊急の課題となっている。

このことから、農業の再生に向けた施策の充実に関して、政府に以下の対策を求める。

記

1 震災復興支援

地域農業の担い手として意欲ある被災者が、自立による再生産可能な復興を果たすまで切れ目のない支援と、その支援策の検証を行うこと。

2 経営安定対策

(1) 農業者戸別所得補償制度は、農業者の声を聞きながらよりよい制度として実施していくこと。

(2) 米の先物取引について、先物取引の試験上場を監視し、生産者等が不利益をこうむることのないよう、必要な指導を徹底すること。

(3) 農林漁業用燃油に係る軽油引取税免除措置の恒久化など、農業経営の安定に必要な税制措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日

議員提出議案第45号

農地及び農業委員会制度の堅持を求める意見書(可決)

食料・農業・農村基本計画で示された平成 32 年を目標とする農地面積 461 万ヘクタールの確保を実現するため、平成 21 年 12 月に新たな農地制度が施行された。

新たな農地制度の施行から約 2 年が経過し、農業委員会系統組織は「地域の農地と担い手を守り活かす運動」を展開し、新農地制度の円滑な定着と適正な執行に全力で取り組んできた。

この運動のもとで、農業委員会は農地パトロール（農地の利用状況調査等）を通じた遊休農地の発生防止及び解消、担い手の確保及び育成と農地利用集積の促進等について、目標の設定とその実現のための活動計画の策定、実践と点検、評価、改善の取り組みを徹底することで、目に見える形で農業委員会活動の成果を積み上げてきた。

また、改正農地法附則第 19 条第 1 項では「農地制度における農業委員会の果たすべき役割にかんがみ、農業委員会の組織及び運営について検討を加え、必要な措置を講ずる。」と明記するとともに、同条第 4 項では「施行後 5 年を目途として、施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地を確保する観点から、農地転用許可事務の実施主体の在り方、施策の在り方等について検討を加え、必要な措置を講ずる。」ことを明記している。

しかしながら、国の行政刷新会議では、農業生産法人要件のさらなる緩和と、農業委員会のあり方の見直しについて、平成 23 年度中に検討を開始し、できる限り早期に結論を出すこととしている。

農地制度改革の推進、すなわち農地の確保と有効利用に関する制度を適切に運用する行政組織は、国民や地域にとって公共的な共通の財産という性格を有している農地について、選挙で選ばれ地域の農地と農業者に精通した農業委員に有識者を加えて構成された公正公平な農業委員会が、その利用及び管理を担うことは、住民自治の最も典型的なものであり、国及び市町村等の農地施策の遂行上、最も効果的、効率的であると考えられる。

よって、国においては、食料・農業・農村基本計画を達成するため、農地及び農業委員会制度を堅持するとともに、下記事項に取り組むよう強く求める。

記

1 農業生産法人要件のこれ以上の緩和は行わないこと。

2 農業委員会の必置規制を堅持し、市町村の財政事情に左右されない適正な事務実施を可能とする農業委員会交付金確保と農地基本台帳の法定化を措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 22 日
